本号で公布された法令のあらまし

◇国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律（法律第九三号）（総務省）

一　国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部改正関係

1　国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）は、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発に関する業務並びに高度通信・放送研究開発に係る助成金交付業務等のうち次の要件を満たすもの及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるための基金（以下「情報通信研究開発基金」という。）を設け、2の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとした。（第一五条の三第一項関係）

㈠　革新的な情報通信技術の創出のための公募による研究開発又は研究開発の成果の普及若しくは実用化に係る業務であって特に先進的で緊要なもの

㈡　複数年度にわたる業務であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの

2　政府は、予算の範囲内において、機構に対し、情報通信研究開発基金に充てる資金を補助することができることとした。（第一五条の三第二項関係）

3　機構は、毎事業年度、情報通信研究開発基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後六月以内に総務大臣に提出しなければならないこととした。（第一五条の四第一項関係）

4　総務大臣は、3に規定する報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならないこととした。（第一五条の四第二項関係）

5　機構が、経理を区分し、勘定を設けて整理しなければならない業務に、次に掲げる業務を追加することとした。（第一六条第四号及び第五号関係）

㈠　情報通信研究開発基金に係る業務（㈡に掲げる業務を除く。）

㈡　情報通信研究開発基金に係る業務（電波法第一〇三条の二第四項第三号に規定する補助金の交付を受けて実施するものに限る。）

6　その他規定の整備をすることとした。

二　電波法の一部改正関係

1　電波法第一〇三条の二第四項第三号に規定する研究開発のための補助金の交付には、情報通信研究開発基金その他の当該研究開発を複数年度にわたり実施するための基金に充てるためのものを含むものとした。（第一〇三条の二第四項第三号関係）

2　総務大臣は、1に規定する基金に充てるための補助金を交付した場合は、毎会計年度、当該基金の残余額その他当該基金の使用状況を調査し、その結果を公表するものとした。（第一〇三条の三第四項関係）

三　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部を改正する法律（法律第九四号）（文部科学省）

1　機構の目的及び業務の追加

㈠　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）の目的に、2の㈠の基本指針に基づいて学部等（大学の学部、学科及び研究科並びに高等専門学校の学科をいう。以下同じ。）の設置その他組織の変更に関する助成金の交付を行うことにより、中長期的な人材の育成の観点から特に支援が必要と認められる分野における教育研究活動の展開を促進し、もって我が国社会の発展に寄与することを追加することとした。（第三条第二項関係）

㈡　機構の業務に、2の㈠の基本指針に定める分野の学部等の設置その他文部科学省令で定める組織の変更に必要な資金に充てるための助成金を交付することを追加することとした。（第一六条第二項関係）

2　助成業務の実施に関する基本指針及び方針の策定

㈠　文部科学大臣は、1の㈡の業務（以下「助成業務」という。）の実施に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならないものとした。（第一六条の二第一項関係）

㈡　文部科学大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、審議会等で政令で定めるものの意見を聴かなければならないものとした。（第一六条の二第三項関係）

㈢　機構は、基本指針に即して、助成業務の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定め、文部科学大臣の認可を受けなければならないものとした。実施方針を変更しようとするときも、同様とすることとした。（第一六条の三第一項関係）

3　基金の設置

㈠　機構は、助成業務及びこれに附帯する業務（以下「助成業務等」という。）に要する費用に充てるために基金を設け、㈡により交付を受けた補助金の金額及び基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとした。（第一六条の四第一項関係）

㈡　政府は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対し、基金に充てる資金を補助することができるものとした。（第一六条の四第四項関係）

4　国会への報告等

㈠　機構は、毎事業年度、助成業務等に関する報告書を作成し、文部科学大臣に提出しなければならないものとした。（第一六条の五第一項関係）

㈡　文部科学大臣は、㈠の報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならないものとした。（第一六条の五第二項関係）

5　機構は、助成業務等については、経理を区分し、勘定を設けて整理しなければならないものとした。（第一七条関係）

6　文部科学大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、財務大臣に協議しなければならないものとした。（第二三条関係）

7　基金の運用について準用する独立行政法人通則法（平成一一年法律第一〇三号）第四七条の規定に違反して基金を運用した機構の役員は、二〇万円以下の過料に処するものとした。（第二七条関係）

8　施行期日等

㈠　文部科学大臣は、基本指針を定めるために、この法律の施行の日前においても、2の㈡の政令で定める審議会等の意見を聴き、及び財務大臣に協議することができるものとした。（附則第二項関係）

㈡　国立大学法人法（平成一五年法律第一一二号）について所要の規定の整備を行うこととした。（附則第三項関係）

㈢　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとした。ただし、㈠の規定は、公布の日から施行するものとした。

◇地方交付税法の一部を改正する法律（法律第九五号）（総務省）

1　基準財政需要額の算定方法の改正

㈠　経済対策の事業や経済対策に合わせた独自の地域活性化策等の円滑な実施に必要となる財源を措置するため、令和四年度に限り、「臨時経済対策費」を設けることとした。（改正法附則第二条関係）

㈡　令和四年度に限り、地方公共団体が起こすことができることとされる臨時財政対策債について、令和四年八月三一日までに決定された普通交付税の額の算定において基準財政需要額から控除された額の範囲内の額とすることとした。（地方交付税法附則第六条の二関係）

2　令和四年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例

令和四年度の第二次補正予算により増額された同年度分の地方交付税の額について、当該額の一部を、同年度内に交付しないで、令和五年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとした。（改正法附則第三条関係）

3　この法律は、公布の日から施行することとした。